# 第3期南阿蘇村 地域福祉計画及び地域福祉活動計画

令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度)

令和3年3月 熊本県 南阿蘇村 熊本県 南阿蘇村社会福祉協議会



### はじめに

本村の「地域福祉計画及び地域福祉活動計画」は、第1期計画(平成23年度~平成27年度)の策定から、第2期計画(平成28年度~令和2年度)を終え、第3期計画(令和3年度~令和7年度)に入ります。第2期計画開始間もない平成28年4月の熊本地震においては、これまで経験したことのない未曽有の被害を本村は受け、復旧、復興に邁進して来ました。

その甲斐あって、ようやく令和2年8月にはJR豊肥線、10月には国道57号線の開通、令和3年3月に新阿蘇大橋が開通し、令和5年の夏に開通予定の南阿蘇鉄道の復旧を待つばかりとなりましたが、この間、社会情勢は利便性の追求やインターネットの普及に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による感染防止対策が日常生活に変革をもたらし、この影響は、高齢者、障がい者、障がい児だけではなく、生活困窮やひきこもりに加え、子ども達の日常を一変するものとなりました。

この変化は、本村の地域福祉の課題を複雑で多様化させ、行政、個人、家族、専門 事業所の支援だけでは課題に応じることが難しく、地域近隣の助け合い、支え合い や、各関係者との連携が今後の地域福祉に必要であると導いているようです。

また、第2次南阿蘇村総合計画においてのスローガンは「誰もが住みたい 住み続けたい 南阿蘇村」です。このスローガンの実現のため、本村の各福祉分野の上位計画である「第3期地域福祉計画」をここに策定すると共に南阿蘇村の社会福祉協議会が所管する「第3期南阿蘇村地域福祉活動計画」も併せて策定し、地域福祉推進を図ってまいります。

最後に本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました地域福祉 計画及び地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等に ご協力いただきました村民の皆様並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

2021年(令和3年)3月

南阿蘇村長 吉良 清一

# □■□ 目次 □■□

第1章 計画の策定にあたって	1
<ul><li>1 計画策定の背景と趣旨.</li><li>2 地域福祉をめぐる動向.</li><li>3 地域福祉の概要.</li><li>4 計画の位置づけ.</li><li>5 計画の期間.</li><li>6 計画策定手法について.</li></ul>	3 5
第2章 南阿蘇村の現状	8
<ul><li>1 南阿蘇村の状況について</li></ul>	12
第3章 計画の基本的な考え方2	25
1 基本理念       2         2 計画の柱       7         3 施策の体系       7	26
第4章 基本理念実現に向けた施策の展開2	28
施策の柱1 地域福祉への啓発と人材育成	33
第5章 地域福祉活動計画	46
<ul><li>1 基本方針及び事業体系</li><li>2 第3期南阿蘇村地域福祉活動計画</li><li>3 適正な法人運営と職員の資質向上</li></ul>	48
資料編 6	ó4
<ul><li>1 南阿蘇村地域福祉計画及び南阿蘇村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.</li><li>2 南阿蘇村地域福祉計画及び南阿蘇村地域福祉活動計画策定委員名簿</li><li>3 用語解説</li></ul>	65

# 第1章 計画の策定にあたって

#### 1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域とのつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化していく中で、国は平成28(2016)年6月「ニッポンー億総活躍プラン」を閣議決定し、子ども・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

その後、国は同年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、複合的な問題や、制度の狭間の問題に対応すべく、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域をともに創っていくことを掲げています。

さらに国は、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進の一環として、平成30(2018) 年4月に社会福祉法を一部改正し、これまで任意であった市町村地域福祉計画の策定を努 力義務化しました。

我が国では、本格的な少子高齢・人口減少社会が到来し、国全体の経済・社会の衰退の危機にもつながるおそれが危惧されています。

また、核家族化やライフスタイルの変化などの社会状況の変容に伴い、生活・福祉課題の多様化・複雑化が進んでおり、従来の縦割りによる制度では十分に対応し切れない社会問題が顕在化しています。

一方、近年増加傾向にある豪雨災害や、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対して、持続可能な地域福祉体制の構築や新しい生活様式に対応した施策の展開等、日頃から関係機関等が連携し有事への備えも重要となります。

こうした状況を踏まえ、本村における地域福祉を推進する指針としての「第3期南阿蘇村地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

# 2 地域福祉をめぐる動向

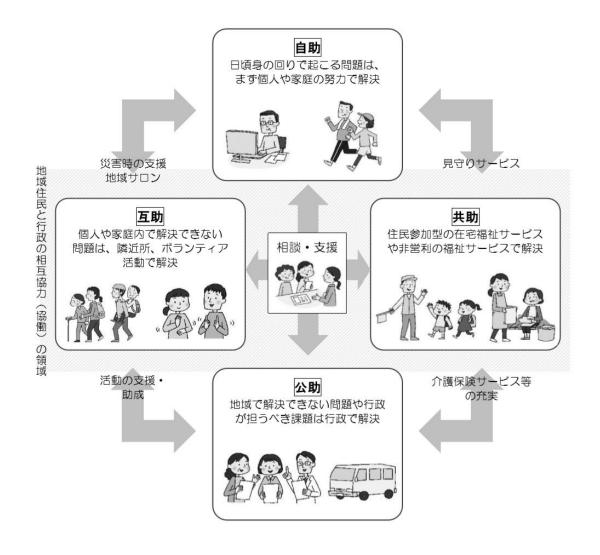
# (1)制度改正等の動向

年月	法令・方針等	要点
平成 25 年 (2013 年) 8月	社会保障制度改革 国民会議報告書	(2013年)8月 社会保障制度改革国民会議報告書 ・すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障 制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年 金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示。 ・介護保険制度改正では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の 地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のた め住民による支援も含めたサービス提供体制について提示。
平成 27 年 (2015 年) 9月	新たな時代に対応した 福祉の提供ビジョン	・改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの 包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・ 確保を提示。
平成 28 年 (2016 年) 3月	社会福祉法の改正	・社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを実施する責務等 の社会福祉法人改革・福祉人材の確保の促進等の措置(平成 29 年 (2017 年)4 月施行。一部平成 28 年(2016 年)3 月・4 月施行)
平成 28 年 4月	成年後見制度の利用の 促進に関する法律 の成立	・成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した利用促進、体制整備・国・地方公共団体の責務、成年後見制度利用促進基本計画策定(平成28年(2016年)5月施行)
平成 28 年 6月	ニッポン一億総活躍プ ラン	・少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる一億総活躍 社会を創っていくため、目標に「介護離職ゼロ」等を掲げ、取り組 みの方向として、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地 域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共 生社会」の実現が示された。(平成28年(2016年)6月閣議決定)
平成 28 年 7月	「我が事・丸ごと」地 域共生社会実現本部設 置	・地域のすべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
平成 29 年 (2017 年) 5月	社会福祉法の改正	・市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備(平成 29 年(2017 年)6 月公布、平成 30 年(2018 年)4 月施行)
	介護保険法の改正	・高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続 可能性確保に向けた改正。
平成 29 年 9月	地域力強化検討会最終 とりまとめ〜地域共生 社会の実現に向けた新 しいステージへ	・福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、 地域力強化に向けて5つの視点を提示。
令和2年 6月	社会福祉法の改正	・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布(令和3年4月1日から施行)地域福祉計画に、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を盛り込むことが示される。

#### 3 地域福祉の概要

#### (1)地域福祉とは

「福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組み」ととらえ、行政や 事業者だけでなく、地域住民もその課題解決に向け、自発的に取り組み、地域に即した 創意と工夫による福祉活動を総合的に推進することが地域福祉の推進です。したがっ て、高齢者、障がい者、子どもなど対象者ごとに捉えられている福祉に対して地域社会 を基盤とし、協働にもとづいて、身近な地域社会を構築することで、一人ひとりのより よい福祉の実現を目指すものです。



#### (2) 地域共生社会とは

厚生労働省においては、改革の基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)や、「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」(平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)に基づいて、その具体化に向けた改革を進めています。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な 主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

#### 支え・支えられる関係の循環 ・### が公割と生きがいを持つ社会の確認

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂 する地域文化
- ~誰もが役割と生きがいを持つ社会の酸成~
- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

# すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、 雇用創出等による経済 価値の創出

# 地域における人と資源の循環 ~地域社会の持続的発展の実現~ \_

- ◇就労や社会参加の場 や機会の提供
- や機会の提供 ◇多様な主体による、
  - 暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域









交通

#### (3) 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、住民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政など、地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針について取りまとめたものです。

住民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、住民による福祉活動と行政による公的なサービスを結びつけ、さまざまな生活課題の解決を目指す行政計画が地域福祉計画です。

#### (4)地域福祉活動計画とは

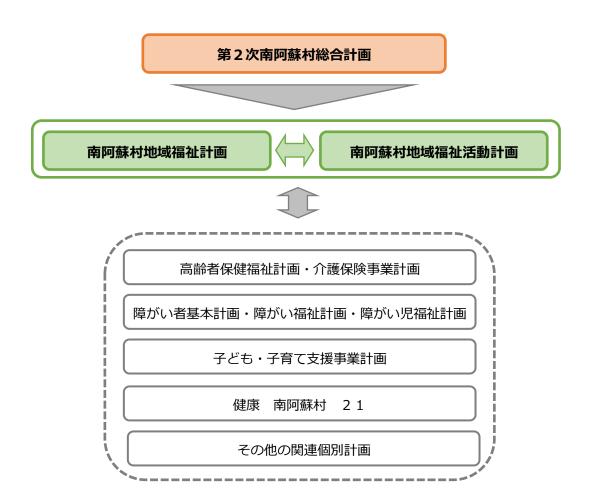
地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に関わるすべての人が、地域の福祉課題を共有し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現するためにどのような取り組みを行うべきかについて取りまとめた計画です。行政計画である「地域福祉計画」と連携・協働しつつ、地域福祉推進に関わる福祉・保健等の関係団体や事業者、ボランティアや各種NPO法人、そして地域住民一人ひとりが、それぞれの立場で今後の地域福祉の推進において、どのような活動に取り組んでいくかという視点から取りまとめています。

#### 4 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は社会福祉法 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するための任意計画でありましたが、平成 30 年 4 月に、「社会福祉法」の一部が改正・施行され、地域福祉計画の策定を努力義務とし、福祉の各分野における共通事項を定め、福祉分野の「上位計画」として明記されました。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」「社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業」を行う、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、基本理念や基本目標を同じくするものであり、ともに地域福祉の推進を目指していることから、本村では両計画を一体的に策定していきます。



#### 5 計画の期間

この計画は令和3年度から令和7年度までの5ヶ年計画です。

ただし、期間の途中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な 見直しを行っていくものとします。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
	Ħ	画期間							
				見直し		= -	十画期間		<b>\</b>

#### 6 計画策定手法について

#### (1) 計画策定委員会

外部有識者を中心に、策定期間中に3回開催しました。

## (2)村民へのアンケート調査

南阿蘇村在住の18歳以上の住民1,000人を対象に福祉に関するアンケート調査を行い、計画に反映させました。

#### (3) パブリックコメントの実施

計画策定委員会及び南阿蘇村で検討・作成した計画書素案に対して、村民のみなさんから広く意見を募集しました。

# 第2章 南阿蘇村の現状

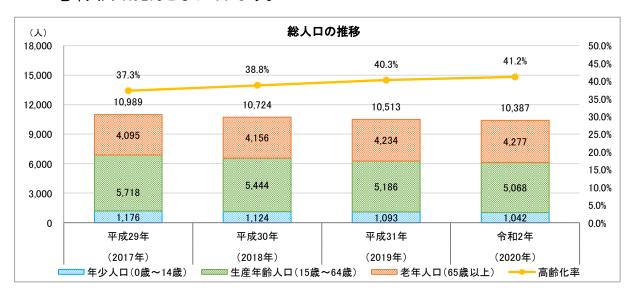
#### 1 南阿蘇村の状況について

#### (1) 南阿蘇村の人口の状況

#### ①総人口及び年齢3区分人口の推移

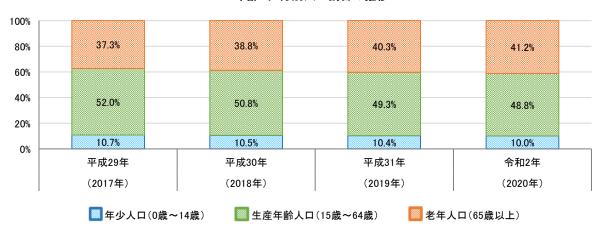
南阿蘇村の総人口は、令和2年4月現在10,387人で、老年人口は増加傾向であるものの、年少人口、生産年齢人口は減少傾向となっています。

年齢3区分別人口割合は、令和2年4月では、年少人口10.0%、生産年齢人口48.8%、 老年人口41.2%となっています。



(住民基本台帳 各年4月1日現在)

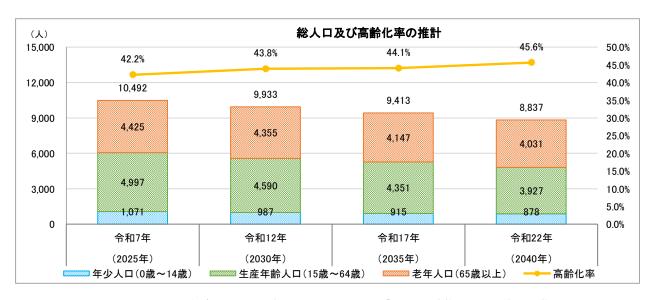
#### 年齢3区分別人口割合の推移



(住民基本台帳 各年4月1日現在)

#### ② 人口の見通し

本村の総人口の見通しは、国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口」推計によると、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年では10,492人、団塊の世代が90歳以上となる令和22年では8,837人となり、今後も人口の減少が見込まれています。



(国立社会保障・人口問題研究所 令和7~令和22年「地域別将来推計人口(平成30年推計)」)

#### (2) 高齢者の状況

#### ① 要介護(要支援)認定者数と要介護認定率の推移

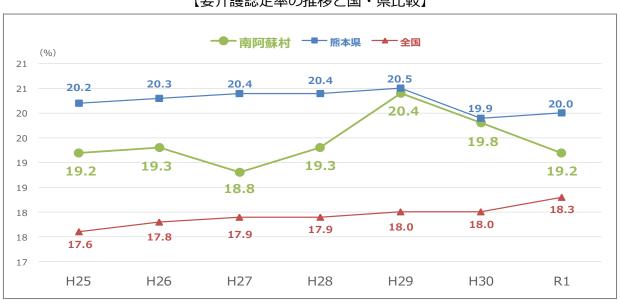
要介護(要支援)認定者数の推移について、平成24年の685人から増加傾向が見ら れ、平成29年には848人まで増加しておりましたが、以降は減少に転じており、令和 元年で783人となっています。

要介護認定率も平成 25 年の 19.2%から平成 29 年に 20.4%と上昇しましたが、令和 元年で19.2%となっています。

要介護度別認定者数(熊本県南阿蘇村) .84 ∵66∵ 93. H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R:1 □要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 ■要介護5

【要支援・要介護認定者数の推移】

厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報・年報



## 【要介護認定率の推移と国・県比較】

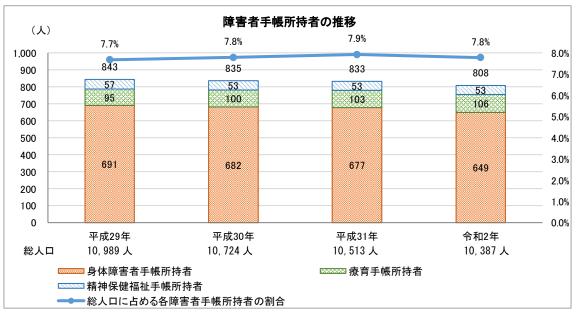
#### (3) 障害者手帳所持者の状況

#### ① 障害者手帳所持者の推移

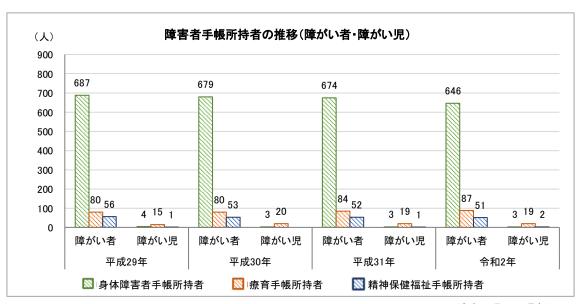
本村の障害者手帳所持者は、令和2年4月1日現在 808 人であり、近年は減少傾向となっています。

また、各年の総人口に占める障害者手帳所持者の割合をみると7%台で推移しています。

なお、各障害者手帳所持者については、身体障害者手帳所持者は減少傾向、精神障害 者保健福祉手帳所持者は横ばい、療育手帳所持者は増加傾向にあります。



(各年4月1日現在)



(各年4月1日現在)

#### 2 アンケート調査からみる現状

#### (1)調査の概要

#### ①調査目的

「地域共生社会の実現」を目指して、地域福祉に関するさまざまな取り組みを行っていく「南阿蘇村地域福祉計画及び地域福祉活動計画」の策定のために、日常生活の様子や考えをお伺いし、今後の地域福祉行政に反映させていただくための基礎資料とすることを目的として実施しました。

#### ②調査対象者

南阿蘇村に居住する18歳以上の人

#### ③調査方法

郵送による配布・回収

#### 4調査期間

令和2年10月

#### ⑤配布件数・回収状況等

配布件数	回収件数	回収率
1,000件	525件	52.5%

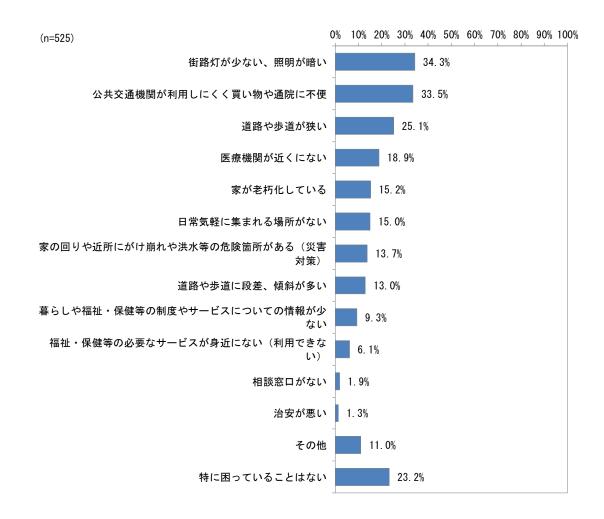
#### ⑥集計上の留意点

- ・グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。
- ・集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合があります。

#### (2)調査結果

#### ① 地域で生活していく上での心配や困り事について

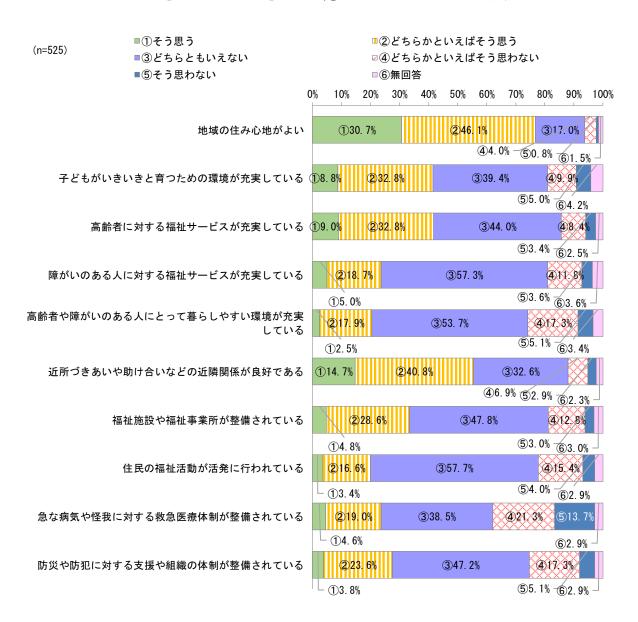
生活する上での困りごとについては、「街路灯が少ない、照明が暗い」が 34.3%と最も多く、次いで「公共交通機関が利用しにくく買い物や通院に不便」が 33.5%、「道路 や歩道が狭い」が 25.1%となっています。



#### ② 地域とのかかわりについて

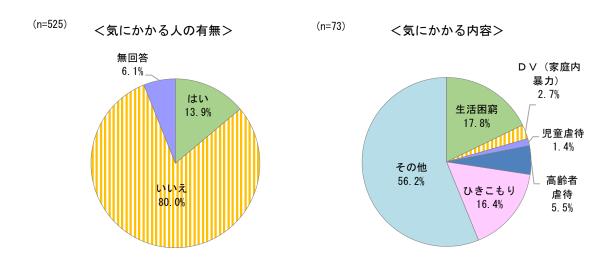
地域に対する印象については、「思う(そう思う+どちらかといえばそう思う)」では、「地域の住み心地がよい」が 76.8%と最も多く、次いで「近所づきあいや助け合いなどの近隣関係が良好である」が 55.5%、「高齢者に対する福祉サービスが充実している」が 41.8%となっています。

一方「急な病気や怪我に対する救急医療体制が整備されている」では、「思わない(どちらかといえば思わない+そう思わない)」が35.0%となっています。

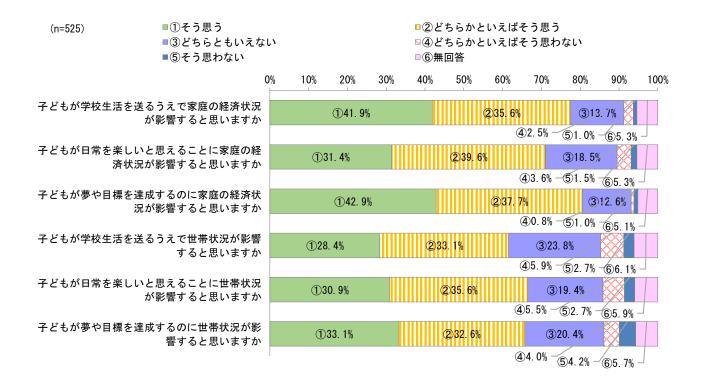


身近や近隣で気にかかる人の有無については、「はい」が 13.9%、「いいえ」が 80.0% となっています。

気にかかる内容については、「その他」が 56.2%と最も多く、次いで「生活困窮」が 17.8%、「ひきこもり」が 16.4%となっています。



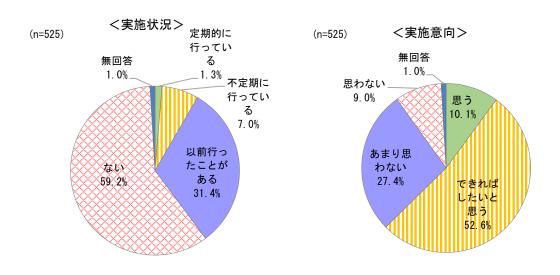
一方、家庭状況と子どもの日常の印象については、「思う(そう思う+どちらかといえばそう思う)」では「子どもが夢や目標を達成するのに家庭の経済状況が影響すると思いますか」が80.6%と最も多く、次いで「子どもが学校生活を送るうえで家庭の経済状況が影響すると思いますか」が77.5%、「子どもが日常を楽しいと思えることに家庭の経済状況が影響すると思いますか」が71.0%となっています。



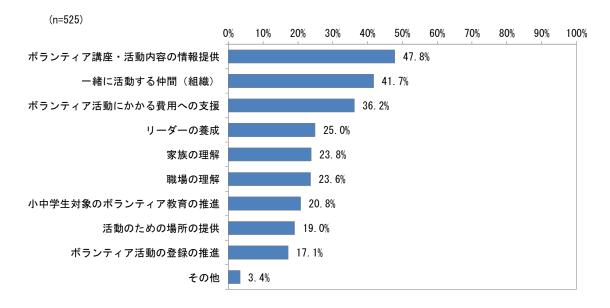
#### ③ 地域活動やボランティア活動について

ボランティア活動の実施については、「ない」が 59.2%と最も多く、次いで「以前行ったことがある」が 31.4%、「不定期に行っている」が 7.0%となっています。

一方、ボランティア活動の実施意向については、「できればしたいと思う」が 52.6% と最も多く、次いで「あまり思わない」が 27.4%、「思う」が 10.1%となっています。



また、ボランティア活動を広めていくために必要と思うものついては、「ボランティア講座・活動内容の情報提供」が47.8%と最も多く、次いで「一緒に活動する仲間(組織)」が41.7%、「ボランティア活動にかかる費用への支援」が36.2%となっています。

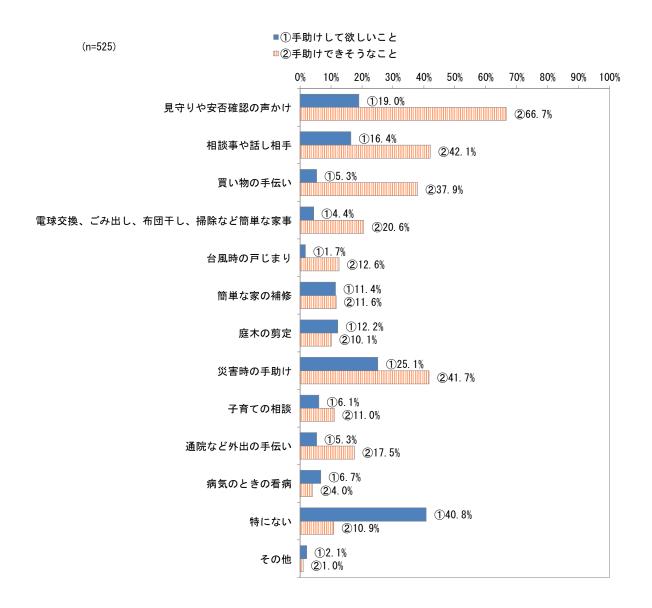


#### 4 日常生活における手助けについて

自分が困っているときに手助けしてほしいと思うことについては、「特にない」が40.8%と最も多く、次いで「災害時の手助け」が25.1%、「見守りや安否確認の声かけ」が19.0%となっています。

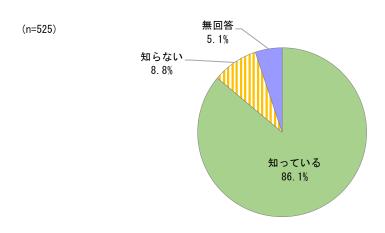
一方、近所の人が困っているときに手助けできそうなことについては、「見守りや安 否確認の声かけ」が 66.7%と最も多く、次いで「相談事や話し相手」が 42.1%、「災害時 の手助け」が 41.7%となっています。

「見守りや安否確認の声かけ」「買い物の手伝い」においては、手助けしてもらいたいこと、手助けできそうなことの差が、それぞれ47.7ポイント、32.6ポイントとなり、意識に大差がみられました。



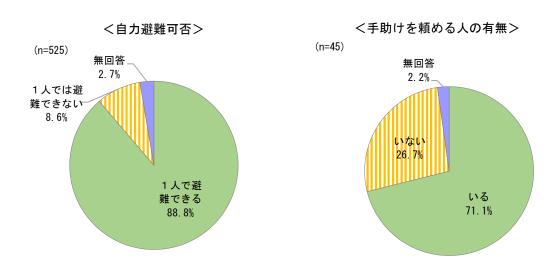
## ⑤ 災害時の対応について

災害時の避難場所の認知については、「知っている」が 86.1%、「知らない」が 8.8%となっています。



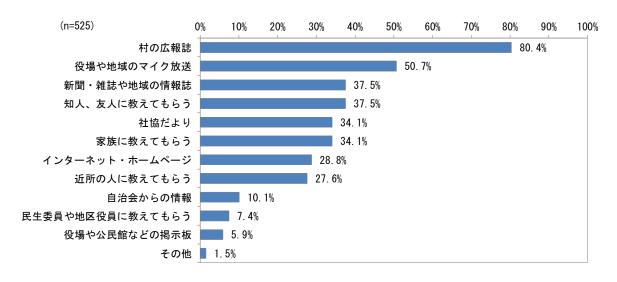
避難場所への自力避難の可否については、「1人で避難できる」が88.8%、「1人では 避難できない」が8.6%となっています。

また、「1人では避難できない」との回答者の、災害時の避難の際、近くに手助けを頼める人の有無については、「いる」が71.1%、「いない」が26.7%となっています。



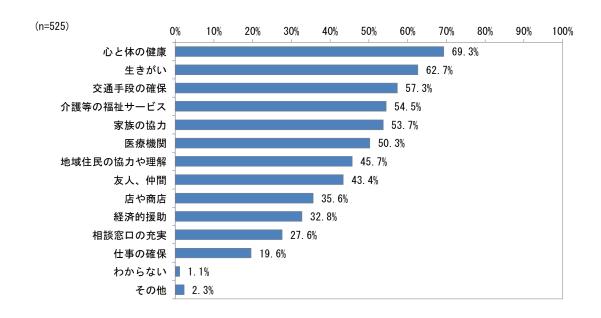
#### ⑥ 地域の情報の入手方法について

地域の情報の入手方法については、「村の広報誌」が80.4%と最も多く、次いで「役場や地域のマイク放送」が50.7%、「新聞・雑誌や地域の情報誌」「知人、友人に教えてもらう」がともに37.5%となっています。



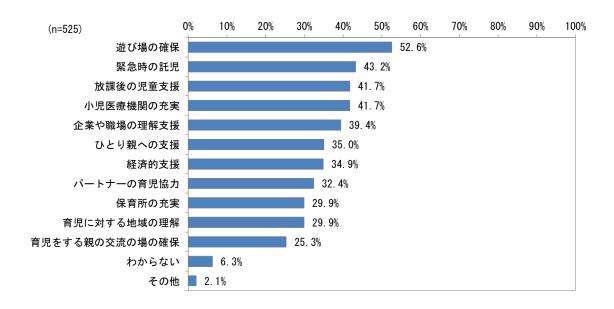
#### ⑦ 高齢者福祉について

高齢者が地域で生活する上で大切なことについては、「心と体の健康」が 69.3%と最も多く、次いで「生きがい」が 62.7%、「交通手段の確保」が 57.3%となっています。



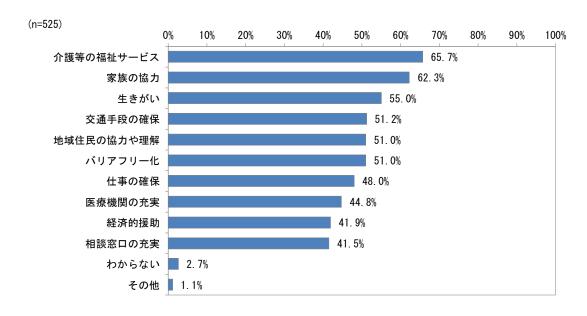
#### ⑧ 児童福祉について

子育てしやすい地域づくりのために大切なことついては、「遊び場の確保」が 52.6% と最も多く、次いで「緊急時の託児」が 43.2%、「放課後の児童支援」「小児医療機関の充実」がともに 41.7%となっています。



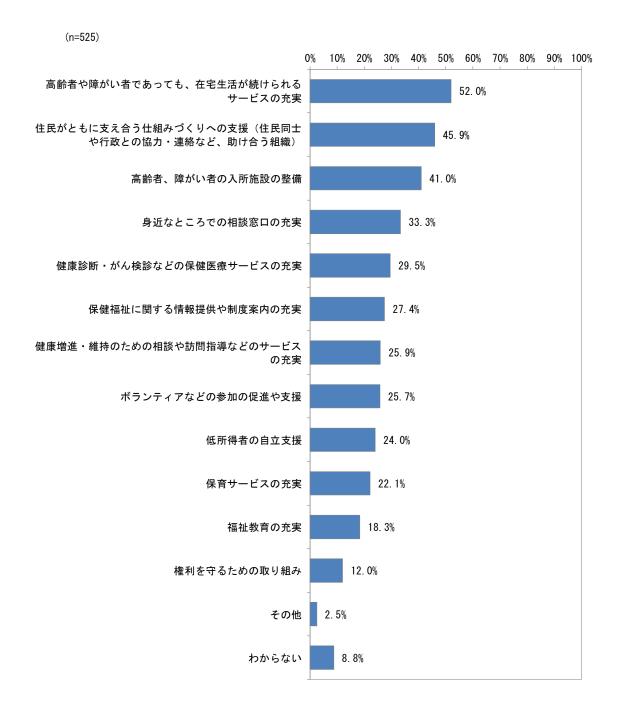
#### 9 障がい者福祉について

障がいのある人が生活する上で大切なことについては、「介護等の福祉サービス」が 65.7%と最も多く、次いで「家族の協力」が 62.3%、「生きがい」が 55.0%となっています。



#### ⑩ 南阿蘇村の福祉のあり方について

村の福祉施策として特に必要だと思うことについては、「高齢者や障がい者であっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が52.0%と最も多く、次いで「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援(住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織)」が45.9%、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」が41.0%となっています。



#### 3 主な課題について

#### <課題1 地域のコミュニティ強化>

- ○総人口に占める高齢者の割合が上昇を続けており、今後も更に上昇する見込みです。 また、アンケート調査では、高齢者のみの世帯も多くなっています。
- ○アンケート調査では、居住年数が 20 年以上の人が約6割を占めていますが、5年未満の人が1割程度、10 年未満を合わせると約2割となり、本村への移住・転入者が多い状況が伺えます。これまでも課題となっている空き家について有効活用するための検討を行い、移住者や若い世代の転入促進も必要です。
- ○高齢者が生活する上で大切なことについて、「心と体の健康」「生きがい」に次いで「交通手段の確保」があげられています。免許を返納したり、高齢のために移動が困難となった人に対して、病院やサロンなどへの交通手段の提供が求められています。
- ○本村の福祉施策として必要なこととして、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの 支援(住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織)」は約5割となっている ことから、地域における支え合いの関係づくりが必要になっています。
  - ●本村では、高齢化が進んでおり、隣近所での支え合いの力に地域差があるため、 消防等との情報共有が求められています。今後は、民生委員や関係機関との連携 の強化及び情報共有を図るとともに、要支援者マップ・台帳の見直しや更新を行 い、村の要支援者の状況についての把握が大事になります。
  - ●熊本地震後、仮設住宅から災害公営住宅や新しい住居等への転居等の影響により、ひきこもりや生活困窮者が増加しています。地域等とつながりを持つためのきっかけづくりの支援や、各種相談に対する窓口についての一層の周知が必要です。

#### <課題2 担い手の育成・確保>

○ボランティア活動を行いたいと思っている人は約6割となっていますが、実際にボランティア活動を行ったことがあると回答した約4割のうち、定期的に行っている人は1割に満たない状況です。地域の担い手の育成と確保が課題といえます。

- ●地域の担い手の育成・確保に向けて、普段からの支え合い・助け合いの重要性の 周知啓発に加え、福祉教育の推進や地域福祉に関する事項の啓発強化等を行い、 村民及び地域の多様な主体が地域の担い手となれるよう取り組みを推進してい くことが必要です。
- ●ボランティアを行いたいと思っている人が多くいることがアンケート結果から 分かりますが、支援をしたいと思っている人が増えても、支援が必要な人には、 うまく結びつかない現状があります。手助けを求める人とお手伝いしたい人をコ ーディネートすることができ、助け合いや支え合いが活発な地域になるための取 り組みが必要となっています。

#### <課題3 安心・安全な生活への支援>

- ○災害時の避難行動要支援者への支援が課題となっています。アンケート調査では、 避難場所を知らない人、1人で避難できない人がともに1割程度、近所に手助けを 頼める人はいないとする人は約3割となっており、住み慣れた地域で安全に暮らす ことのできる支援が求められています。
  - ●本村では、地区防災組織の活動に地域差がみられる状況です。防災官や県の自主 防災組織活動支援員と連携し、地域主体の早期避難や避難所運営の推進が必要 となります。また、行政区ごとに進めている自主防災組織の取り組みや「やまび こネットワーク」と連携した見守り及び避難支援が必要とされます。

#### <課題4 多様なニーズに対応する支援体制の構築>

- ○アンケート調査では、近所に生活困窮やひきこもりで心配な人がいると回答した人が1割強みられます。地域のさまざまな課題の把握に努めるとともに、的確な支援が求められています。
- ○家庭状況と子どもの日常の印象について、家庭の経済状況が影響することとして「子どもが夢や目標を達成すること」と回答した人は約8割、「子どもが学校生活を送ること」、「子どもが日常を楽しいと思えること」と回答した人は約7割みられます。 子ども・若者育成支援施策を推進するにあたって、検討が必要な回答結果であるといえます。
- ○本村の福祉施策として必要なこととして、「高齢者や障がい者であっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が最も多くなっています。今後高齢化が進む見込みのため、高齢者への支援の重要性があげられます。また、外国籍の人への対応も含め、生活困窮者への支援、虐待防止、権利擁護等の様々な課題問題への適切な対応が課題となっています。
  - ●高齢化と共に、要介護(要支援)認定者や障害者手帳所持者の増加など、支援を必要とする人が増加しつつあるうえ、多様化・複雑化する課題に対し、支援を必要とする人へ迅速かつきめ細やかに対応できるよう、包括的な支援体制の強化(ネットワークの強化やコーディネート機能の充実)が必要です。
  - ●ニート・ひきこもり・不登校など、子ども・若者が抱える問題は深刻化していると推察されるため、子ども・若者を取り巻く現状を把握し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援する体制整備が必要となります。
  - ●これまでさまざまな媒体を活用しながら情報発信を行ってきましたが、必要な 人に必要な情報が届いていないという声も伺えることから、情報を受けとる側 に立ったよりきめ細やかな発信の工夫が必要です。

# 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 基本理念

「第2次南阿蘇村総合計画」における福祉分野の基本目標は「安心・安全で幸せを感じるむらづくり」となっており、地域福祉のめざす姿としては、「各関係機関、ボランティア、団体、企業等が相互に連携し、村民相互の支え合いにより、安心して暮らし、災害発生時に敏速に避難できる体制ができています。」を掲げています。

この上位計画の方向性を踏まえ、子どもから高齢者まで地域支え合いにかかわり、行政、 社会福祉協議会、地域住民、各種団体、福祉関連事業所、地域活性化グループ、ボランティ ア等が相互に交流・連携して支え合いの村づくりを進めるために『「本村に住むすべての 人々が助け合いながら、自分らしく心豊かにくらしていける」村づくり』を基本理念とし ます。

# ○●○ 基本理念 ○●○

「本村に住むすべての人々が 助け合いながら、 自分らしく心豊かにくらしていける」 村づくり

#### 2 計画の柱

基本理念を実現させるための施策の柱として、以下の3つを掲げ、本計画を推進していきます。

## 施策の柱1 地域福祉への啓発と人材育成

子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会を実現するため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、担い手となることが地域づくりの基盤となります。

地域福祉を推進する上では、自助力・互助力を高めていくことが必要不可欠であり、 その担い手の継続的な育成が求められています。また、多様化する問題の解決のために は、地域住民相互の信頼できる関係づくりが必要となります。

そのため、若い世代から高齢者まで幅広い世代が地域の課題に関心を持ち、地域活動やボランティア活動等の地域の支え合い活動に参加できるような取り組みを行います。

## 施策の柱2 地域支え合い活動の推進

平成30年4月に施行された社会福祉法の改正では、「住民に身近な圏域」において、 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備及び多機関の協働による 包括的な相談支援体制の構築を進めることが示されています。

住民誰もが安心して集うことができ、自分らしくいられる居場所となる身近な拠点 づくりを目指し、空き家などの活用を含めて、地域の居場所づくりの支援を行います。 また、村全体での支え合いのネットワークを強化することで、更なる包括的な仕組み づくりを推進していきます。

# 施策の柱3 取り組みの総合化

多様化・複雑化する課題に対し、支援を必要としている人へきめ細やかに対応できるよう、包括的な相談支援体制の強化や相談窓口の充実を図るとともに、情報提供を充実し、必要な支援に結びついていない人を適切な支援に結びつけられるような支援体制づくりに努めます。

# 3 施策の体系

基本理念	施策の柱	施策
「本村に住むすべての人々が助	1 地域福祉への啓発 と人材育成	<ul> <li>(1)地域福祉に関する広報・啓発</li> <li>(2)民生委員・行政区長等の研修</li> <li>(3)教育による子どもたちの福祉への意識づくり</li> <li>(4)生涯学習での意識づくり</li> <li>(5)ボランティアの育成</li> <li>(6)災害ボランティアの育成</li> <li>(7)福祉団体活動の支援と連携</li> </ul>
「本村に住むすべての人々が助け合いながら、自分らしく心豊	2 地域支え合い活動の推進	<ul> <li>(1)見守りネットワークの充実</li> <li>(2)ふれあいサロン活動の推進</li> <li>(3)地域での防災・防犯活動の推進</li> <li>(4)地域子育て支援</li> <li>(5)障がい者の地域共生</li> <li>(6)地域での健康づくり・介護予防</li> <li>(7)地域での認知症対応</li> <li>(8)地区活性化と福祉との連携</li> </ul>
豊かにくらしていける」村づくり	3 取り組みの総合化	<ul> <li>(1)総合相談・総合対応の充実</li> <li>(2)地域包括ケアへの地域福祉としての寄与</li> <li>(3)生活支援ボランティアの養成と仕組みづくり</li> <li>(4)避難行動要支援者の支援</li> <li>(5)権利擁護の推進</li> <li>(6)各種機関・福祉関連事業所の連携・構築</li> </ul>

# 第4章 基本理念実現に向けた施策の展開

# 施策の柱1 地域福祉への啓発と人材育成

#### (1) 地域福祉に関する広報・啓発

地域住民一人ひとりが地域でお互いに支え合う意識を高めることができるよう、福祉に関する教育や啓発を継続的に実施します。

区分	内容
村の取り組み	<ul><li>・地域住民が地域の行事や会合へ積極的に参加する意識の向上促進</li><li>・地域福祉について考える機会や情報の提供</li><li>・広報誌、ホームページ等で広報</li><li>・地域活動への自発的参加の意識啓発</li><li>・男女共同参画の意識啓発</li></ul>
社会福祉協議会の取り組み	・社協だよりの発行による啓発・広報 ・ホームページで情報提供 ・福祉座談会の実施 ・福祉運動会の開催
事業所・団体等の役割	・地域コミュニティの一員としてコミュニティ活動へ の参加 ・地域住民との交流行事等の開催(福祉事業所等)
地域住民の役割	・地域活動への参加 ・地域の福祉施設の有効活用 ・従来の行事を福祉の視点で工夫 ・自助・共助・公助・互助の意味を理解し福祉の担い手 としての自覚を深める

#### (2) 民生委員・行政区長等の研修

地域の福祉活動に関わるキーパーソンである民生委員等に各種研修等の機会の提供 や、地域福祉の推進に必要な情報の提供・共有を図ります。

区分	内容
	・民生委員・児童委員協議会事務局
村の取り組み	・必要に応じた各種情報提供
	・民生委員・児童委員活動の啓発
社会福祉協議会の取り組み	・民生委員・児童委員協議会の活動支援
地域住民の役割	・民生委員活動への理解、協力

#### (3)教育による子どもたちの福祉への意識づくり

地域福祉の推進には、幼少期から現場に接することで地域福祉を身近なものとして 捉えてもらえるために、身近なところで、一人ひとりが福祉について考え、学ぶための 学習の場を充実させるとともに、さまざまな場での福祉教育を推進します。

地域と連携した活動への参加を通して、地域福祉に関する理解や関心を高めていく ことを目指します。

区分	内容
村の取り組み	<ul><li>・子育て支援センター等での高齢者と子どもたちとの 交流活動などの推進</li><li>・総合学習や人権学習のなかで地域福祉の意識づくり</li><li>・学校での認知症サポーター養成講座</li><li>・小中学生を対象とした男女共同参画意識向上のための勉強会の実施</li></ul>
社会福祉協議会の取り組み	<ul><li>・各行政区等が取り組む世代間交流などの支援</li><li>・学校での福祉体験学習の実施</li><li>・ワークキャンプの実施</li><li>・ボランティア活動を活発化するため、コーディネート活動の推進</li></ul>
事業所・団体等の役割	・子どもたちの職場体験の受け入れ
地域住民の役割	・地域での子どもたちと地域住民との交流事業

#### (4) 生涯学習での意識づくり

各種検診の受診勧奨を行うとともに、健康づくり・介護予防の取り組みを推進するために、地域における生涯学習を通じて福祉や健康に対する意識の向上を図ります。

区分	内容
村の取り組み	・福祉・健康に関する出前講座の充実と利用啓発 ・公民館活動の支援(健康に関する講座の開催等)
社会福祉協議会の取り組み	・必要なプログラムの開発・普及 ・サロンでの介護予防プログラムの取り入れ
事業所・団体等の役割	・各団体での福祉や健康づくりに関する研修等
地域住民の役割	・サロン等での健康づくり

#### (5) ボランティアの育成

本村においては、アンケート結果で、ボランティアへの参加意向が高く出ていますが、実際に活動できている人は少ない状況です。

ボランティア活動等への参加の裾野を広げながら、世代に応じた地域福祉の担い手 となれるよう、参加のきっかけづくりや活動支援、コーディネート機能の充実に努め ます。

区分	内容
村の取り組み	・ボランティア・NPO活動の情報提供の推進 ・ボランティア養成講座の実施など人材育成に係る支援 ・職員によるボランティア活動推進
社会福祉協議会の取り組み	<ul><li>・ボランティアセンターの運営</li><li>・ボランティアの相談・登録推進、需給調整機能の推進及び情報発信の強化</li><li>・各種ボランティア団体の支援活動</li><li>・ボランティア活動保険への加入促進</li><li>・ボランティア連絡協議会の運営支援</li><li>・ボランティア活動の充実ときっかけづくりの推進</li></ul>
事業所・団体等の役割	・ボランティアの活躍の場として施設や事業所でのボランティア機会の提供 ・事業所単位でのボランティア養成講座の受講
地域住民の役割	・ボランティア活動への参加・有償ボランティアへの参加と利用 ・ボランティア連絡協議会への加入の促進

# (6)災害ボランティアの育成

災害時のボランティア活動を円滑に行うため、災害等の対応に対して、不足するボランティアについて防災担当等と協力し育成を図ります。

身近な地域における防災訓練等の取り組みを推進するとともに、高齢者や障がいの ある人等、特に災害時に支援が必要な人の把握や安全確保の推進、地域全体の見守り 体制の整備等、地域の防災力を高める取り組みを推進します。

区分	内容
村の取り組み	・防災計画のなかでの位置づけ ・災害ボランティアセンター設置訓練や災害ボランテ ィア養成の支援
社会福祉協議会の取り組み	・災害ボランティアセンター設置訓練と災害ボランテ ィアの養成
事業所・団体等の役割	・災害時協力事業所への登録 ・ボランティア参加への理解 ・福祉避難所の協定
地域住民の役割	・養成講座の受講

# (7) 福祉団体活動の支援と連携

民生委員・児童委員や地域福祉の活動を行っている団体が、円滑に活動が行えるよう 支援するとともに、担い手の確保に努めます。

また、各団体と連携し、地域住民に対する支援制度の充実を図ります。

区分	内容
村の取り組み	・各種団体の活動支援 ・「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを関係団体・機関との連携のもと推進 ・世代間交流など、多様な交流ができる機会づくりの推進
社会福祉協議会の取り組み	・老人クラブ、障がい者団体、婦人会をはじめ、各種団 体と連携を図り地域での活動の活性化を支援
事業所・団体等の役割	・各団体の特性を活かした地域での役割の発揮
地域住民の役割	・行政と社会福祉協議会の活動を理解し連携を強化

# (1)見守りネットワークの充実

行政区ごとに見守り支援体制へのばらつきがあり、民生委員等との情報共有と連携が不足しています。協力団体とネットワーク連絡会を開催し、総合的な支え合いの仕組みづくりを構築します。

区分	内容
村の取り組み	・見守りネットワークづくりの支援 ・民生委員の見守り活動支援 ・民間事業所等の日常業務のなかで見守り活動への協 力要請・啓発
社会福祉協議会の取り組み	・地区住民による見守り活動の支援 ・要援護者マップ作成・更新 ・ネットワーク連絡会議の開催
事業所・団体等の役割	・民生委員としてのネットワーク活動の担い手の役割 ・外回りの多い事業所では見守りネットワークへの協 力
地域住民の役割	・ひとり暮らし高齢者や障がい者への見守りの充実

#### (2) ふれあいサロン活動の推進

自主活動である「通いの場」では、リーダーとなりうる人材が不足しているため、活動の幅を広げることができない現状があります。

また、参加者の固定化も課題となっており、その対応も必要です。高齢者の健康づくりの推進と生きがいや仲間づくりを目的に、自主性を活かした取り組みができるよう支援します。

区分	内容
村の取り組み	・サロン事業の広報等
社会福祉協議会の取り組み	・ふれあいサロン設置数の拡大 ・活動への用具の貸出し
事業所・団体等の役割	・サロンでの介護や福祉に関する専門職員による講習
地域住民の役割	・サロンの運営、活動内容の工夫 ・サロンへの参加

# (3)地域での防災・防犯活動の推進

日ごろからの防災訓練等を通じた防災・減災の意識啓発を行っていくとともに災害 時の避難支援体制、災害発生後の復旧体制の確立に取り組みます。

また、安全な暮らしを営むうえで、防災だけでなく防犯体制が確保されていることも 重要です。近年、高度化する犯罪に対応できるよう、交通安全教室や防犯教室などを通 じた情報提供を行うとともに地域の見守り機能を活用した犯罪の未然防止に取り組み ます。

区分	内容
村の取り組み	・自主防災組織を中心とした地域防災活動の支援 ・ハザードマップを活用した災害危険区域の周知 ・急傾斜地、砂防指定地などの危険箇所の定期的な点検 ・避難訓練や防災教室の実施 ・防犯灯整備の推進
社会福祉協議会の取り組み	・要援護者マップ・台帳の作成による要援護者の把握 ・ふれあいサロンや座談会等での防犯に関する啓発
事業所・団体等の役割	・地域の一員として防犯・防災活動への参加
地域住民の役割	・マップ・台帳の更新とそれによる避難支援の検討 ・自主防災活動の推進 ・防犯、防災への知識の習得 ・外出時の鍵かけの遂行

# (4)地域子育て支援

子育てしやすい地域づくりに必要なこととして、「遊び場の確保」「緊急時の託児」が 上位にあげられています。子育ての不安や負担の軽減を図るため、乳幼児親子が気軽 に集い、交流や情報交換、相談ができる場を運営します。

また、子育てに不安を抱く親たちが安心して過ごし、子どもを遊ばせることのできる 拠点の整備を進めます。

さらに、母子保健部局、子育て支援部局、児童福祉、教育委員会など一連的な支援を 目指します。

区分	内容
村の取り組み	<ul><li>・地域で子どもを育む意識啓発</li><li>・子育て支援センターの運営</li><li>・ファミリーサポートセンター事業の実施</li><li>・安全安心な公園整備</li><li>・教育委員会、住民福祉課、健康推進課等関係機関の連携会議</li></ul>
社会福祉協議会の取り組み	・ふれあいサロン等での高齢者や地域住民と保護者や 子ども達との交流支援 ・ファミリーサポート事業の運営と協力会員の養成
事業所・団体等の役割	・子育て支援センター等での地域住民との交流
地域住民の役割	・子どもの見守りや声かけ ・地域行事での世代間交流 ・ファミリーサポート協力会員

# (5) 障がい者の地域共生

障がいのある人が地域で生活する上で必要なこととして、「介護等の福祉サービス」 が上位に挙げられています。適切な情報の提供を行い、必要とするサービスを提供で きるよう支援します。

また、バリアフリー環境の整備をはじめ、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し共 に生きる地域づくりを推進します。

区分	内容
村の取り組み	<ul><li>・ノーマライゼーションの推進・啓発</li><li>・障がい者のニーズに応じたサービスの提供</li><li>・障がい者団体の活動支援</li><li>・障がい者の就労支援の充実</li><li>・バリアフリー化の整備</li></ul>
社会福祉協議会の取り組み	・障がい者施設や団体と地域住民との交流活動支援
事業所・団体等の役割	・障がい者施設での夏祭り等をきっかけとした地域住 民との交流
地域住民の役割	・障がい者施設との交流

# (6)地域での健康づくり・介護予防

総人口の 40%以上が高齢者という現状や、本格的な超高齢化社会を迎える今後に向けて、高齢者の健康寿命を延伸できるよう、介護予防を意識した健康づくりを推進します。疾病予防・重症化予防だけではなく介護・フレイル(虚弱)予防にも重点的に取り組むことにより、健康寿命を延伸し、平均寿命との差の縮小を目指します。

区分	内容
村の取り組み	<ul><li>・健康づくりに関する各種団体(食生活改善推進員等) 活動の支援</li><li>・特定健診、がん検診の受診推進</li><li>・生活習慣病予防に関する啓発</li></ul>
社会福祉協議会の取り組み	・ふれあいサロン等を活用した健康づくり・介護予防 ・南阿蘇福祉運動会の継続
事業所・団体等の役割	・健康や介護に関わる専門職員の地域学習会への派遣
地域住民の役割	・特定健診、がん検診の受診 ・健康維持の取り組み

# (7) 地域での認知症対応

後期高齢者の増加に伴い、認知症の人の増加が予測されます。認知症に対する理解を深めるためにあらゆる機会を通じて正しい情報を普及啓発し、認知症の人やその家族に対する支援を効果的に行うことが重要です。地域への出前講座を活用し、認知症に関する知識の啓発に努めるとともに、認知症高齢者の増加など、今後顕在化が予測される問題に対応可能な人材の確保と職員の専門性の向上に努めます。

また、近年増加傾向にある若年性認知症の人への支援も重要となります。

区分	内容
村の取り組み	・認知症の人を地域・近隣で支えることの啓発や仕組みの推進 ・認知症サポーター養成講座の開催 ・認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応 ・認知症の理解に向けた勉強会等の推進 ・若年性認知症の人への支援の充実
社会福祉協議会の取り組み	・見守り活動のなかで認知症の人を支える地域づくり の啓発・支援
事業所・団体等の役割	・認知症キャラバンメイト等の協力
地域住民の役割	・認知症サポーター養成講座の受講・地域で支える取り 組み ・認知症の理解に向けた勉強会への参加

# (8) 地区活性化と福祉との連携

住民誰もが安心して集うことができ、自分らしくいられる居場所となる身近な拠点 づくりを目指します。

移住を検討されている人に、移住前に村での生活を一定期間体験できる「お試し体験施設」を整備し、移住後の不安を解消し移住促進を図ります。

また、移住後のサポート体制を構築し移住者が安心して暮らせるよう空き家などの 活用を含めて、地域の居場所づくりの支援を行います。

区分	内容
村の取り組み	<ul><li>・各種地域活性化の取り組み支援(地域づくり支援事業等)</li><li>・移住定住促進空き家活用住宅整備事業・空き家バンク等の活用</li><li>・移住希望者の受け入れ促進と地域コミュニティへの参加啓発</li></ul>
社会福祉協議会の取り組み	・地区行事のなかでの福祉の視点の広報
事業所・団体等の役割	・各種地区行事との交流
地域住民の役割	・行事・取り組みへの福祉の視点での工夫 ・集落営農等のなかで高齢者の活躍やコミュニティ活 動

# (1)総合相談・総合対応の充実

世帯構造やライフスタイルの変化によって多様化・複雑化する福祉課題に対応する ために、各分野に関係する部署や窓口の連携によって構築される総合相談の体制を整備し、適切な支援へとつなげます。

また、各分野の相談機能の強化にも取り組み、村全体での福祉体制の底上げを進めていきます。

区分	内容
村の取り組み	<ul><li>・行政内部での情報の共有化や関係機関との連携強化</li><li>・生活困窮者自立相談支援事業の実施</li></ul>
社会福祉協議会の取り組み	<ul><li>・生活困窮者自立相談支援事業の推進</li><li>・行政や関係機関と連携した内容の一層の深化</li><li>・生活福祉資金貸付事業の推進</li><li>・福祉相談窓口の周知・啓発</li></ul>
事業所・団体等の役割	・総合相談・総合対応への協力 ・生活困窮レスキュー事業の実施
地域住民の役割	・課題を抱える人や世帯の気づきと専門機関へのつなぎ

#### (2) 地域包括ケアへの地域福祉としての寄与

地域包括ケアシステムに基づく関係機関・団体等との協働による生活支援ニーズ解 決のための基盤の拡充を図ります。

地域包括ケアの基本となる、住民主体の支え合い体制を構築するために協議会を設置し、福祉課題の分析や解決策の企画立案を行い、具体的な解決策を講じる重層的支援体制整備事業を推進します。

区分	内容
村の取り組み	・在宅医療介護連携室を設置し、関係機関と連携した包括ケアの構築 ・多様な支え合いの推進など地域福祉に関わる取り組み ・住宅改修等の支援
社会福祉協議会の取り組み	・地域支え合い活動の推進で社協としての役割を発揮
事業所・団体等の役割	・福祉事業所として地域包括ケアとの連携
地域住民の役割	・地域住民ならではの地域ケア(見守り・声かけ等) ・住宅改修

# (3) 生活支援ボランティアの養成と仕組みづくり

地域福祉活動における情報の共有と活用の促進や生活支援ニーズの解決にむけたサービス開発等に努めます。住民に参画してもらうことで把握した生活支援ニーズの解決に住民自身が取り組める仕組みを構築します。

区分	内容
村の取り組み	・生活支援コーディネーターの配置 ・住民参加型生活支援の仕組みづくりの調査・研究(関 係団体等による協議体の設置)
社会福祉協議会の取り組み	・各行政区での生活支援への取り組み支援 ・協議体への参加
事業所・団体等の役割	・協議体への参加
地域住民の役割	・地区の状況に応じた支援の方法や仕組みの検討

# (4) 避難行動要支援者の支援

ひとり暮らしや高齢者世帯が増加すれば、近隣とのつながりも希薄になり、近隣で支援することは厳しい状況です。災害時に避難行動要支援者を一人も見逃すことなく支援するため、コミュニティのつながりを大切にしながら、避難行動要支援者に関する情報を共有しておくとともに、災害時に有効に動ける防災体制を整えます。

区分	内容
村の取り組み	<ul><li>・行政、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び関係機関における避難行動要支援者登録情報の共有</li><li>・福祉避難所の協定</li><li>・災害時の職員の担当地区、業務など支援体制の強化</li></ul>
社会福祉協議会の取り組み	・要援護者マップ・台帳の作成と更新 ・見守りネットワークによる支援者確認の支援
事業所・団体等の役割	・災害時福祉避難所に関する村との協定
地域住民の役割	・災害時に支援が必要な人への地域ぐるみの体制づくり ・避難箇所、避難経路の確認・把握 ・食料品、水など常備品の確保

#### (5)権利擁護の推進

住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らすためには、一人ひとりの権利が守られていることが重要です。成年後見制度等の普及啓発、虐待防止対策等を通して、各制度等の理解促進を図るとともに、村民の権利を守ることができるよう取り組みを推進します。

区分	内容
村の取り組み	・事業や制度の周知 ・成年後見制度利用支援の推進
社会福祉協議会の取り組み	・地域福祉権利擁護事業の周知 ・地域包括支援センター等の関係機関との連携 ・生活支援員の確保と研修
事業所・団体等の役割	・事業の周知
地域住民の役割	・制度の理解 ・支援者としての協力

# 【南阿蘇村成年後見制度利用促進基本計画】

認知症や障がいがあることで財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会で支え合うことが喫緊の課題となっており、その解決は共に生きる地域社会の実現につながるものです。

平成 28 年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)が施行され、成年後見制度の利用の促進に関する施策を実施する責務や施策についての計画を定める努力義務が市町村に課せられました。

成年後見制度が必要な人が適切に支援を受けられるよう、村の認知症施策や障がい者施策と連携を図りつつ、各地域における相談窓口を整備するとともに、必要な人を支援につなげるための仕組みを構築することが重要です。

このことから、「南阿蘇村成年後見制度利用促進基本計画」は、福祉施策に関する横断的な 事項を定める地域福祉計画に盛り込むべきであると捉え、本計画に組み入れて策定するもの です。

# 1 基本的な考え方

成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある「ノーマライゼーション」、「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方を検討していく必要があります。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質を向上するために財産を積極的に利用するという視点に欠ける等の硬直性が指摘されてきた点を踏まえ、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があり、今後一層、身上の保護を重視する観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が必要となります。

成年後見制度の利用促進を図っていくためには、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していく必要があります。

### 2 具体的な取組内容

# (1)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり及び中核機関の整備

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築と権利擁護支援 の地域連携ネットワークの仕組みの整備を目指します。

#### 【3つの役割】

- ★ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ★ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ★ 意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置に向けて取り組みます。

#### ①地域連携ネットワークの段階的な整備

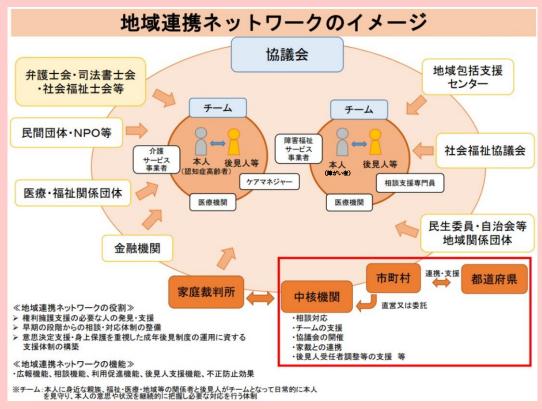
地域連携ネットワークは、二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進める必要があります。

#### ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へ必要な情報や支援が届くよう、機能を強化します。

#### イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の専門職 団体や関係機関がチームを支援する体制の構築を進めます。



#### ②中核的な機関の設置

本村において、地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、 その中核となる機関が必要と考えます。

中核機関の機能については、地域包括ケアや地域福祉ネットワーク、実績のある専門職団 体等の既存資源も十分活用しながら整備を進めていく必要があります。中核機関の設置・運 営形態については、国の基本計画において、「市町村単位、又は複数の市町村にまたがる区域 での設置を検討し、地域の実情に応じ、市町村の直営又は委託などにより、市町村が設置す ることが望ましい」としています。

本村では、認知症や知的障がいなどで判断力が不十分な人を支援する成年後見制度の利用者の相談窓口を住民福祉課及び健康推進課に設置し、成年後見サポートセンター等、支援機関と協力し中核機関の整備を推進します。

# (2)地域における広報・啓発活動の推進

# ①地域連携ネットワーク内の制度認識の共有と村民等への周知啓発

地域連携ネットワークに参画する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有する必要があります。

制度の利用者への啓発を行うとともに、制度の利用が必要な人へ必要な情報や支援が届く取り組みに努めます。

# ②不正防止の徹底と制度利用に関する周知の取り組み

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケース が多くなっています。

制度の利用に関する周知を効果的に行うため、パンフレット等の作成・配布、研修会やセミナー等の広報活動の実施に努めます。

# (6) 各種機関・福祉関連事業所の連携・構築

高齢者人口の増加とともに、要介護(要支援)認定者も増加すれば、福祉のニーズが多様化・複雑化し、多職種の連携によるサービスの提供が必要とされています。民生委員・児童委員、自治会や社会福祉協議会、福祉サービス提供者や事業者、各関係機関等が連携し、問題や困難を抱えた人に適切な相談支援ができる体制を充実させます。

区分	内容
村の取り組み	・地域活動に係る団体、個人が横断的に参加するネット ワークの構築 ・事業者や地域団体との交流の橋渡しの推進 ・各種活動の情報発信
社会福祉協議会の取り組み	・地域の福祉資源である各種機関、福祉関連事業所、地 域住民等のコーディネートの役割
事業所・団体等の役割	・地域のネットワークへの参加
地域住民の役割	・民生委員との連携

# 第5章 地域福祉活動計画

### 1 基本方針及び事業体系

#### (1)目指す姿

地域福祉活動計画の策定にあたっては、南阿蘇村地域福祉計画と同様に、基本理念を 『「本村に住むすべての人々が助け合いながら、自分らしく心豊かにくらしていける」 村づくり』としています。

また、基本目標を以下の3つ掲げ、取り組みを整理し、各種事業の推進にあたります。

# ○●○ 基本理念 ○●○

# 「本村に住むすべての人々が 助け合いながら、 自分らしく心豊かにくらしていける」 村づくり

# ○●○ キャッチフレーズ (スローガン) ○●○

安心して楽しく豊かに暮らせる 支えあいの南阿蘇

#### (2)基本目標

# ◆心 (ハートフル) ◆

住民参加・協働による福祉のむらづくり

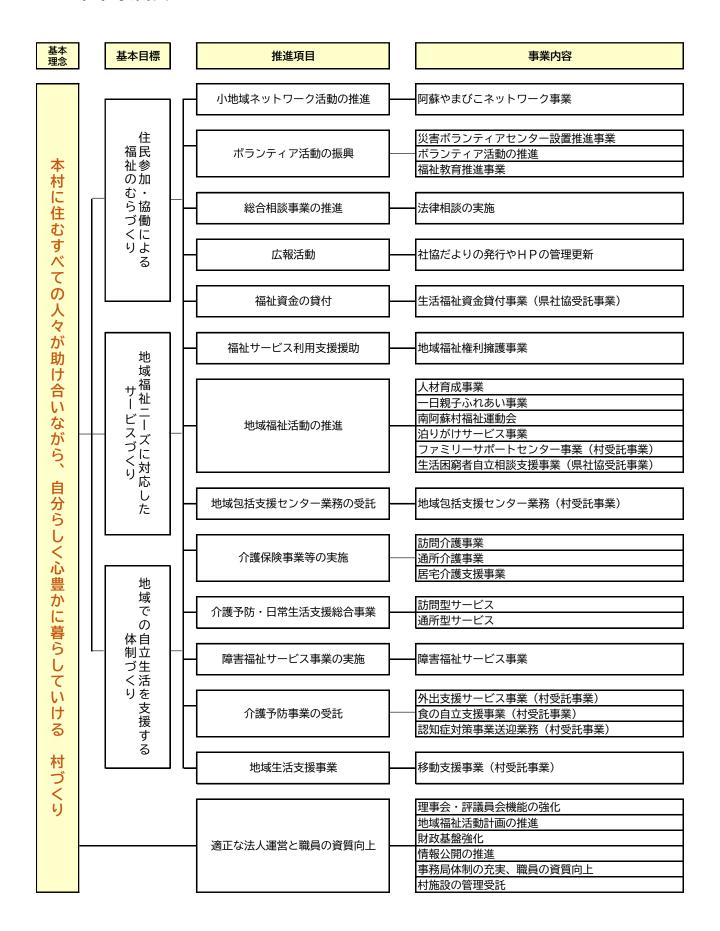
# ❖技(テクニック)❖

地域福祉ニーズに対応したサービスづくり

# ◆体(システム) ◆

地域での自立生活を支援する体制づくり

#### (3) 事業体系



#### 2 第3期南阿蘇村地域福祉活動計画

#### (1) 事業実施計画

# 基本目標1 「住民参加・協働による福祉のむらづくり」

#### □現状と課題□

平成 28 年4月の熊本地震は、未だかつて経験したことのない災害が発生し、公助による支援だけでなく、日頃からの住民同士のつながり、緊急時の対応や備えの重要性が改めて認識されました。一方、復興が進む中、人口流出、地域コミュニティの崩壊、高齢化率の上昇等、地域福祉に関する課題も多様化、複雑化してきました。現在、やまびこネットワーク事業を村内全域に推進・展開していますが、年代によっては地域福祉に関わりが少なく意識しにくい現状があるため、各世代に応じた働きかけを推進していく必要があります。

# □方向性□

安心して地域社会で暮らすため、地域の一人ひとりに目を向け、未来に希望が持てる地域づくりに取り組んでいきます。

#### □施策□

#### ①阿蘇やまびこネットワーク事業の拡大

地域全体で見守りや、高齢者への社会参加等を促す仕組みづくりを構築し、引きこも りがちな高齢者、健康に無関心な方への働きかけを行い、高齢者が参加しやすい地域 のサロンを利用して、健康寿命を延ばすために、介護予防・健康づくりに努めます。

#### ②ボランティア活動の推進

ボランティア活動に関する多くの情報収集・提供をはじめ、活動参加へのきっかけづくり、活動に役立つ学習・情報交換などの場を積極的に設けて、活動がより活発になるよう支援していきます。また、地域の資源や人材を掘り起こし、ボランティアネットワークの強化を図ります。

#### ③災害ボランティアセンター設置推進

大規模な災害が発生した場合には、速やかに災害ボランティアセンターを開設し、避難所での被災者の日常生活支援や被災家屋の跡片付け、救援物資の配布など災害救援のボランティア活動が円滑に進められるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定締結やマニュアルづくりや開設訓練等を行うなど、災害の発生に備えます。

#### ④地域福祉の推進を担う人材の育成

地域福祉を推進していくために、誰もが参加しやすいさまざまな講座や研修会等を通じて、幅広い世代が地域の担い手となるよう人材の育成を進めます。また、「支え手」と「受け手」という関係を超えてそれぞれ「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域を共に創っていきます。

# ❖ 取組事業 ❖

# ●○● 南阿蘇村やまびこネットワーク連絡会の開催 ●○●

取り組み内容	小地域ネットワークを強化するために区長・民生委員、地域住民、 南阿蘇村役場、関係協力団体等の担当者で組織したネットワーク連 絡会を開催します。
今後の目標	・南阿蘇村役場と連携し、年1回開催

# ●○● 地区ごとのやまびこネットワーク活動連絡会の開催 ●○●

取り組み内容	やまびこネットワーク活動未実施地域において、活動の内容説明 や立ち上げについての協力・支援を行います。
今後の目標	・現在 27 地区で実施 ・期間中全行政区で実施 ・活動状況の広報や情報提供

# ●○● 地区福祉座談会の開催 ●○●

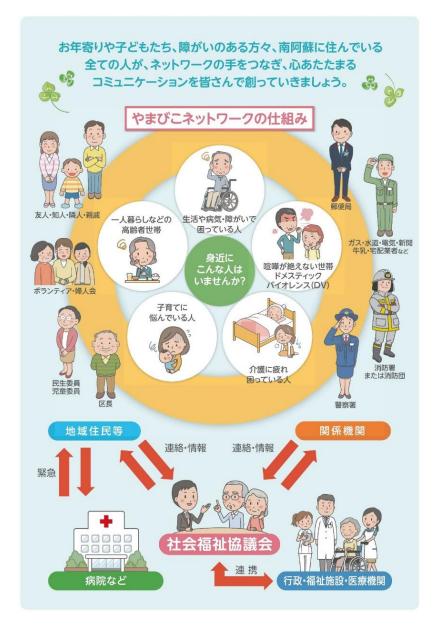
取り組み内容	地域住民の福祉活動への理解及び参加を促進すると共に、地域の 福祉課題を明らかにするための福祉座談会を実施し、実情の把握や 情報の提供を行います。
今後の目標	・期間中全行政区で実施

# ●○● 阿蘇やまびこふれあいフェスタの開催 ●○●

取り組み内容 阿蘇7市町村社協が主体となり、やまびこネットワーク事業の普及、啓発事業としてふれあいフェスタを開催します。

今後の目標

・フェスタを2年に1回開催し、内容の充実を図る



# ●○● ボランティアセンターの運営 ●○●

取り組み内容	村内のボランティアグループの活動を支援し、村民の自主的参加 を促進するため、ボランティア活動に関する情報収集・提供をはじ め地域資源や人材発掘を行い、ネットワークの強化を図ります。
今後の目標	・ボランティアの登録 ・ボランティア連絡協議会への活動支援

# ●○● ボランティア養成講座の開催 ●○●

取り組み内容	やまびこネットワーク事業のふれあいサロン活動で健康体操や レクリエーション等の指導者、地域リーダー等の担い手の人材を育
	成します。
今後の目標	・年1回開催し、地域リーダー等の育成を推進

# ●○● みなみあそボランティアまつりの開催 ●○●

取り組み内容	ボランティア情報の発信と交流を深めると共に、活動参加への理解やきっかけづくり、活動の輪を広げるためのまつりを開催します。
今後の目標	・年1回、11月に開催

# ●○● ボランティア協力校の指定及び活動支援 ●○●

取り組み内容	村内の小・中学校をボランティア協力校に指定。福祉教育を推進し、実践を通じて児童生徒の健やかな成長を促し、思いやりのある福祉の心を育成します。 ・小学校3校、中学校1校へ協力校助成金5万円
今後の目標	・協力校への指定及び活動支援

# ●○● 災害ボランティアセンター ●○●

取り組み内容	大規模災害時のボランティア活動を支援するため、南阿蘇村と災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定を締結し、災害ごとに委託契約書を作成。また、必要に応じマニュアルを見直します。
今後の目標	・南阿蘇村と災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定を締結 結 ・委託契約書作成及び締結

# ●○● 災害ボランティアセンター設置(災害想定)訓練の実施 ●○●

取り組み内容	災害ボランティアセンターを設置し、複数のボランティアが集まってきたとの想字のたと、ニーブに沿ったボランティア派遣を行う	
取り組み内容	│ ってきたとの想定のもと、ニーズに沿ったボランティア派遣を行う │ 訓練を実施します。	
	・地域住民や関係機関と連携し訓練を実施すると共に、広域圏での災	
今後の目標	害を想定した阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会での実施	

# ●○● 防災ボランティア研修会の開催 ●○●

取り組み内容	災害発生時に効果的な救急活動を行うための知識と技術を習得 する研修会を開催します。
今後の目標	・毎年1回開催

# ●○● 阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会との連携 ●○●

取り組み内容	阿蘇圏域での相互支援体制整備と情報の共有化を図り、関係機関 や協力団体とネットワークを構築し、阿蘇地域全体で支え合う地域 づくりを推進します。(阿蘇はひとつの大きな家族)
今後の目標	・令和3年度~4年度阿蘇ブロック事務局運営

# ●○● 避難行動要支援者台帳・マップの作成 ●○●

適切な援助を迅速に行うために平常時から、一人暮らし 取り組み内容 護者の所在や安否・実情を把握しておくことが必要であり ごとの災害要援護者台帳の整備及びマップを作成します。	
今後の目標	・区長、民生委員と連携し台帳を見直し、更新を実施

# ●○● ワークキャンプ事業の推進 ●○●

取り組み内容	夏休み期間を利用して、小・中学生が社会福祉施設で利用者との 交流や介護体験など通し、ボランティア活動への理解と関心を深め る事業を実施します。	
今後の目標	・継続して実施し、ワークキャンプ感想文集の発行	

# ●○● 中学生等の福祉体験学習や実習生の受入 ●○●

取り組み内容	福祉を目指す学生等に、人材育成の一環としての実習の場を提供 します。
今後の目標	・継続

# 基本目標 2 「地域福祉ニーズに対応したサービスづくり」

#### □現状と課題□

高齢化が進む中で、転入・移住者が多くみられ、地域コミュニティも変化してきています。現在、広報紙、ホームページを通じた地域福祉や社協活動について情報発信を行っていますが、アンケート結果では、ボランティア活動、社協活動内容についての認知が低いことに加え、住民が共に支え合う仕組みづくりが求められています。そのため、情報提供の充実を図ると共に、幅広い世代が地域の課題を「我が事」として関心を持ち参加し、併せて支え合いのネットワークの強化が図れるよう支援していきます。

# □方向性□

地域の支え合いや繋がりが住民の安心・楽しさ・豊かさへと繋がるため、自助・互助 の意識啓発に努めます。

#### □施策□

# ①総合相談の推進

日常生活上の相談から、法律等の専門相談まで、あらゆる相談に対応する相談窓口を 開設し、早期解決を目指し、安心した生活が送れるよう支援します。

#### ②福祉情報の発信

地域の福祉活動や本会の取組、ボランティア活動等、多くの人に興味を持っていただき、参加したくなる紙面づくりに努めると共に、ホームページの管理運営を行い、情報 提供・啓発を行い、住民参加を促します。

# ③地域支え合い活動の推進

既存の制度では対応しきれないニーズや様々な生活課題について、関係機関と連携 し、対応できる仕組みづくり(サービスづくり)に努めます。

# ❖ 取組事業 ❖

# ●○● 法律相談事業 ●○●

取り組み内容	日常生活上の相談から法律等の専門相談まで、あらゆる相談に対 応する相談窓口を開設します。県弁護士会所属の弁護士が相談に応 じます。
今後の目標	・現在は年 10 回開催、将来は年 12 回開催の検討

# ●○● 社協だよりの発行 ●○●

取り組み内容	福祉サービスや地域福祉活動に関する情報を提供し、より多くの村民に理解してもらうために「みなみあそ社協だより」を年6回発行し全世帯に配布します。
今後の目標	・内容の充実、継続

# ●○● ホームページの管理運営 ●○●

取り組み内容	本会の事業内容や財務状況等をホームページで公開し、総合的な	
広報の充実に努めます。https://www.asoyamabiko.jp/mi		
今後の目標	・迅速な情報の提供、継続	

# ●○● とまりがけサービス事業 ●○●

]	取り組み内容	75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、隔月1回福祉センターに 一泊で招待し、夕食会や入浴、レクリエーション等の行事を行い、 孤独感の解消や生きがい増進を図ります。	
	今後の目標	・参加者の呼びかけを行い年6回開催	



# ●○● ファミリーサポートセンター事業 ●○●

	取り組み内容	地域において、子どもの手助けをしてほしい人(依頼会員)と、 子育ての手伝いをしたい人(協力会員)で作られる会員組織です。 子育て家族が安心して子育てと仕事の両立ができるよう相互援助 活動を行います。
・会員の募集・登録や研修の実施 ・事業の継続		2 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10



依頼会員

南阿蘇村にお住まいの方で 生後3か月から小学生までの お子さんがおられる方 (子どもさんを預かる方



南阿蘇村に住所があり 子育てのサポートができる方

# 両方会員

(依頼もするが協力もできる方)

<b>○</b> 会員登録	ファミリーサポートセンターに会員登録をします。
❷依頼の申し込み	依頼する日をセンターに申し込みます。
₃事前打ち合わせ	依頼会員と協力会員が援助内容について事前打ち合わせをします。(社恊職員同席)
❹援助活動開始	協力会員は打合わせ内容にそって協力会員の自宅で子どもさんを預かります。
<b>⑤</b> 利用料金のお支払い	活動終了後に依頼会員は協力会員に支払います。

# ●○● 一日親子ふれあい事業 ●○●

取り組み内容	毎年春休み期間に村内の一人親家庭の親子が一同に会し、交流と 親睦を図るためのふれあい事業を行います。
今後の目標	・開催時期や参加の呼びかけ及び内容を工夫、継続

# ●○● 健康生活支援講習会の開催 ●○●

取り組み内容	在宅介護で必要な基礎知識、技術を身につける講習会を開催し、 在宅介護の充実を図ります。
今後の目標	・広く地域住民の参加を促し、年1回の開催

# ●○● 救急法講習会の開催 ●○●

取り組み内容	心臓マッサージやAEDによる救命手当の講習会を実施します。
今後の目標	・広く地域住民の参加を促し、年1回の開催

# ●○● 幼児安全法講習会の開催 ●○●

取り組み内容	子どもに起こりやすい事故の予防や応急手当の方法と病気への 対応の仕方を学びます。
今後の目標	・広く地域住民の参加を促すと共に関係機関等へも周知し、年1回の 開催



# 基本目標3 「地域での自立生活を支援する体制づくり」

#### □現状と課題□

熊本地震や新型コロナウィルス等の感染症の流行にて、生活困窮や障がい、介護などに複合的な課題を抱える世帯が増加し、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、更なる生活ニーズや介護の増加、困難事例の増加が見込まれます。現在地域全体で支え合う地域包括ケアシステムの構築が進められている中、更なる体制の整備や介護保険の制度変更に対応した事業の見直しを進めていく必要があります。

#### □方向性□

住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活が続けられるよう、一人ひとりの日常 生活全体を包括的に支えていきます。

#### □施策□

# ①在宅福祉事業

高齢者、障がい者等に地域の福祉課題に即応した質の高いサービスを提供し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が送れるよう支援します。

#### ②地域福祉権利擁護事業の活用促進及び成年後見制度の普及啓発

判断能力が十分でない方に対して、書類の管理や日常生活の金銭管理などの支援を 行うと共に、活用の促進を図ります。また、判断能力の低下により、成年後見制度利用 を必要とする高齢者、障がい者の増加が予想されることから、成年後見制度の啓発に 努めます。

# ③生活困窮者自立支援制度の活用促進及び生活福祉資金貸付事業の周知

就労支援(ハローワーク)、家計改善(グリーンコープ)などの関係機関と連携を図りながら、抱えている課題が複雑化または困難化する前に、早期に解決又は自立へとつながるよう支援に努めます。また、県社協が実施する生活福祉資金の窓口となり、必要な資金の貸し付けと相談を行い、在宅で自立した生活が送れるよう支援します。

# ❖ 取組事業 ❖

# ●○● 南阿蘇村久木野包括支援センター業務受託 ●○●

取り組み内容	高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるための相談窓口に加え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体に提供される地域包括ケアシステムの構築、要介護状態にならないための介護予防に取り組んでいきます。
今後の目標	・受託の継続

# ●○● 居宅介護支援事業 ●○●

	介護が必要と認定された人へ、介護支援専門員が介護認定結果に
	応じて区分支給限度額の範囲内で本人や家族の希望に沿った介護
BD 1.407. ch sta	サービス計画書を作成します。またその計画に基づいて、適切なサ
取り組み内容	ービスが利用できるよう関係機関との連絡調整を図ると共に、住み
	慣れた自宅で自立した生活が送ることが出来るよう、住宅改修や福
	祉用具購入の提案など住環境の整備にも取り組みます。
今後の目標	・介護保険制度の変更に対応した事業の見直し

# ●○● 通所介護事業 ●○●

取り組み内容	要介護の認定を受けた人に対し、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な支援及び機能訓練を行います。
今後の目標	・介護保険制度の変更に対応した事業の見直し

# ●○● 訪問介護事業 ●○●

取り組み内容	要介護の認定を受けた人に対し、訪問介護員が居宅を訪問して入 浴、排泄、食事の介護等その他生活全般に係る援助を行います。
今後の目標	・介護保険制度の変更に対応した事業の見直し

# ●○● 介護予防・日常生活支援総合事業 ●○●

取り組み内容	事業対象者や要支援と認定された人に対して、要介護状態にならないよう、生活機能を向上させるための機能訓練等を行うほか、居宅を訪問し利用者自身が出来ることが増えるよう、生活全般の支援を行います。
今後の目標	・制度の変化に対応した事業の見直し

# ●○● 食の自立支援事業 ●○●

取り組み内容	食事の調理が困難な人に対し、栄養バランスのとれた弁当を届け
	ると共に、安否確認を行います。
今後の目標	・制度の変更に応じた事業の見直し

# ●○● 外出支援事業 ●○●

取り組み内容	公共交通機関を使用しての外出が困難な人に対して、移送用車両 を使用し、病院や公共施設等への送迎サービスを行います。
今後の目標	・制度の変更に応じた事業の見直し

# ●○● 障害福祉サービス事業(居宅介護・重度訪問介護) ●○●

取り組み内容	障がいのある人に対し、生活に必要な介護や家事の援助を行いま す。
今後の目標	・制度の変更に対応した事業の見直し

# ●○● 障害者移動支援事業 ●○●

取り組み内容	単独では外出困難な障がい者(児)が、社会生活上必要不可欠な 外出及び余暇活動や社会参加のための移動を支援します。
今後の目標・制度の変更に対応した事業の見直し	

### ●○● 地域福祉権利擁護事業 ●○●

判断能力が不十分な人が住み慣れた地域で安心して生活が送れ 取り組み内容 るよう、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、通帳や印鑑・ 書類の預かりなどの支援を行います。

今後の目標

・受託の継続に加え、成年後見制度の啓発

# 地域福祉権利擁護事業



# 地域福祉権利擁護事業があなたの 暮らしの安心をお手伝いします。

#### 利用できる方は・・・

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が低下されている方で日常生活に不安がある方などです。

#### たとラば・・・

- ○介護保険や年金などの通知やこの他の郵便物が来ても内容や 手続きが良くわからない。
- ○物忘れなどで通帳や印鑑をどこにしまったかわからない。自分 で保管しておくのが心配。
- ○訪問販売の被害に何度もあっており、断りきれない。
- ○年金や生活保護費をすぐ使っていまい、公共料金(電気·水道代など)や家賃を払えなくなってしまう。

#### このような日常の困りごとに対して担当職員や生活支援員が相談に応じ支援していきます。

# 支援内容は…

●福祉サービスなど、安心して利用できるようにお手伝いします。福祉サービスの利用申し込み、契約の代行、役場への届け出に関する手続きなど



- ②毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。 公共料金、医療費、福祉サービス利用料金など支払いの手続きなど
- ❸大切な通帳や印鑑などを安全な場所でお預かりします。
- ○担当職員や生活支援員が定期的に訪問し、相談に応じたり生活状況を見守ります。

# ●○● 生活福祉資金貸付事業 ●○●

取り組み内容	低所得者、障がい者、高齢者に対して、必要な資金の貸付を行い、 相談支援を通じて、借入の背景にある世帯の生活課題を把握し、経 済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の 促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。
今後の目標	・多様で複合的な生活課題を有している状況にあるため、生活困窮者 自立支援事業との連携を図る。

# ●○● 生活困窮者自立支援相談支援事業 ●○●

	取り組み内容	多様で複合的な課題を抱えている生活困窮者への包括的かつ継続的な支援を行うために就労支援(ハローワーク)、家計改善(グリーンコープ)等の関係機関との連携を図り、その自立の促進を図ります。
今後の目標		・地域のネットワークを生かした、アウトリーチによる早期発見 ・生活福祉資金貸付事業と連携した効果的な支援



# ひとりで抱えこまずに、

# 社会福祉協議会へご相談ください

# 生活困窮者自立支援制度

#### (仕事のこと……)

- 就職したいが、仕事が見つからない
- すぐに仕事を始めることが不安

#### (住まいのこと……)

- 家賃を滞納し、家を出なければならない
- 会社を解雇され、家も失った

#### 生活費のこと……

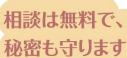
- ●借金や公共料金の滞納があり困っている
- 家計のやりくりがうまくできず、生活費が足りない

#### (子ども・家族のこと……)

- 子どもの学校や勉強のことが心配
- 家に引きこもっている家族がいる

日々の生活のなかでの不安や困りごとを社会福祉協議会 (社協)にお聞かせください。

一人ひとりの状況に合わせた支援内容を考え、専門の機 関・団体と連携して、解決に向けた支援を行います。





# 主な支援内容は次のとおりです

#### 就労準備支援事業~就労への第一歩です~

「社会との関わりに不安がある」、「周囲の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、 すぐに働くことが心配な方に、就労に向けた訓練や就労の機会を提供します。

#### 家計相談支援事業~家計の立て直しについてアドバイスします~

家計状況の課題を整理し、自ら家計を管理していけるように、状況に応じた支援計画の作成や 貸付のあっせん等を行います。

#### 子どもの学習援助事業~子どもの明るい未来をサポート~

子どもの学習支援の居場所づくり、進学、高校の中退防止等について、 子どもとその保護者に必要な支援を行います。

#### 一時生活支援事業~宿泊場所や食事等の提供~

決まった住居のない方に、一定期間の宿泊場所と食事等を提供 しながら、自立した生活に向けた支援を行います。

#### 住居確保給付金~家賃相当額を支給~

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動を行うこと 等を条件として、一定の期間、家賃相当額を支給します。

#### 3 適正な法人運営と職員の資質向上

令和7年度までの5年間の具体的な活動計画を実行するために、社協の経営基盤・組織、 事務局体制の強化、地域福祉推進のための取組み強化を図ります。

# ■□■ 理事会・評議員会機能の強化 ■□■

取り組み内容

理事会・評議員会機能を効率的・効果的に発揮できるように、研修会等への参加や情報提供を行います。

# ■□■ 地域福祉活動計画の推進 ■□■

取り組み内容

第3期地域福祉活動計画に掲げる事業を着実に推進するため事 務局組織体制の強化や効率的な財政運営を行います。

# ■□■ 財政基盤の強化 ■□■

本会の財源は、会費・寄附金・共同募金配分金などの「民間財源」、補助金・委託金などの「公費財源」、介護報酬などの「事業収入財源」を財源としています。

取り組み内容	「民間財源」について 会員・会費制度の拡充、寄附金、共同募金運動については、積極 的に社協活動のPRを強化し、基金づくりを図ります。
取り組み内容	「公的財源」について 地域福祉の推進を中核的に進める役割を担っていることから、社 協運営の基本をなす事務局職員の人件費(補助金)については、安 定的な公費補助を確保します。委託金については、運営に支障をき たさないよう適切な委託契約を結びます。
取り組み内容	「事業収入財源」について 事業としての採算性の確保に努力し、適切な運営に努めます。 コスト削減の徹底により、財政の健全化に努めます。

# ■□■ 情報公開の推進 ■□■

取り組み内容

公共性・公益性の観点から、社会福祉法人としての説明責任を果たすために積極的に本会の組織・事業・財務状況等の情報を広報紙とホームページで公開し、見える化を推進します。

# ■□■ 事務局体制の充実、職員の資質向上 ■□■

# 業務内容や環境を改善し職員が元気でやりがいを感じ、働き続けられる職場づくりを進めます。また、職員の専門性確保のため外部研修等へ参加し、職員のスキルアップを図ります。

# 取り組み内容

職員評価システムの構築に向け、職員の能力や努力に見合った適切な評価を行い、評価結果を処遇に活用し、職員の能力や意欲を高め組織力の向上を図り、村民サービスの向上に資することを目指します。

# ■□■ 村施設の管理受託 ■□■

	本会が入居している久木野総合福祉センターを受託事業として
取り組み内容	管理運営します。
	地域の身近な交流拠点として、健康と福祉の向上を図ります。

### 1 南阿蘇村地域福祉計画及び南阿蘇村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和2年12月1日

告示第85号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)及び「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援 計画の策定について」(平成14年4月1日社援総発第0401004号本職通知)に基づき南阿蘇村地 域福祉計画及び南阿蘇村地域福祉活動計画を策定するため、南阿蘇村地域福祉計画及び南阿蘇 村地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、南阿蘇村地域福祉計画及び南阿蘇村地域福祉活動計画策定に関する事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、会長及び委員で組織する。

(構成)

- 第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。
  - (1) 村議会の議員
  - (2) 福祉団体等を代表する者
  - (3) 学識経験を有する者
  - (4) その他村民
- 2 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長に事故があるときは、委員の中から代理者を選び、その職務を代理する。 (委員の任期)
- 第5条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 2 委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この告示は令和2年12月1日から施行する。

# 2 南阿蘇村地域福祉計画及び南阿蘇村地域福祉活動計画策定委員名簿

番号	氏名	所属	備考
1	橋本 功	文教厚生常任委員会 委員長	
2	浅尾 三郎	南阿蘇村民生委員・児童委員協議会 会長	
3	長野 るり子	NPO にこにこひよこクラブ 代表 (子育てわくわく広場)	
4	市原康孝	南阿蘇村身体障害者福祉協会 会長	
5	田上 登美子	南阿蘇村精神障がい者家族会 会長	
6	渡邉 正人	南阿蘇村老人クラブ連合会 会長	
7	野田 敏信	南阿蘇村区長会 会長	
8	長尾 公代	南阿蘇村地域婦人会 会長	
9	藤澤 鈴美	南阿蘇村 健康推進課 課長	
10	児玉 みどり	南阿蘇村 教育委員会 事務局長	

# 3 用語解説

	ページ	用語	内容
あ	43、44、61	アウトリーチ	援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。医療機関が、在宅の患者や要介護者を訪問して社会生活を支援する活動など。訪問支援。
	5、30、65	NPO	さまざまな社会貢献活動(事業も含む)を行い、団体 の構成員に対し収益を分配することを目的としない 団体の総称。
か	1	核家族	夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦 のみの世帯や父親または母親とその結婚していない 子どもだけの世帯のこと。
	2、4、5、26、 40、46、48	協働	同じ目的のために、力をあわせて働くこと。
	36、48	健康寿命	WHOが提唱した新しい指標で、平均寿命から寝た きりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。
	24、27、41、 43、60	権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がいなどを持つ高齢者 や障がい者が有する人間としての権利を守るため、そ の擁護者や代弁者が支援すること。
	2、22、28、 38、41、48、 53	コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。 町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣など で深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
t	22、27、30、 33、34、35、 36、48、51	サロン	だれもが参加できる交流の場として、さまざまな世代の人たちが集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする場。
	23、34	自主防災組織	地域の人が、災害などから地域を守るために、主に 町内会が母体となって日頃から自主的に連携して防 災活動を行う任意の団体のこと。
	38	集落営農	集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部に ついて共同で取り組む組織。
	22、24、39、 57、60、61	生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を強化するため、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に定義する者。
	36	生活習慣病	生活習慣が原因で起こる疾患の総称であり。重篤な 疾患。食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活 習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。
	2、41、42、 43、44、57、 60	成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為などを、成年後見人等が本人に代わって行う制度のこと。成年後見制度には、将来判断能力が十分でなくなったときに備えてあらかじめ後見人となってくれる人を決め、その人との契約に基づいて行われる「任意後見制度」と、すでに判断能力が十分でない人のために、家族等が家庭裁判所に申し立てて行う「法定後見制度」の2種類がある。

	1 -		
た	2	地域支援事業	被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。
	57	地域福祉権利擁護事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
	2、40、57、 58	地域包括ケアシステム	人の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、 可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を作っていく取り組み。
	41、58	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から総合的な支援を行う地域の拠点。
な	29、37	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人材。
	37	認知症初期集中支援チーム	家族等の訴えにより、医療・介護の専門職が複数で認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的(おおむね6箇月)に行い自立した生活のサポートを行うチーム。
	36、42	ノーマライゼーション	障がいの有無や加齢に関係なく、誰もが住み慣れた 地域で共に生活できる社会を実現しようという考え 方。
は	34	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する 目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防 災関係施設の位置などを表示した地図。
	36	バリアフリー	高齢者・障がい者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、 社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など すべての障壁を除去する考え方。
や	10、24、45	要介護(要支援)認定者	介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや 支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種 類の認定が別々に規定。
5	32	老人クラブ	地域を基盤とした高齢者が自主的に集まって活動 する組織。
わ	29、52	ワークキャンプ	夏休み期間を利用して、小・中学生が社会福祉施設 で利用者の方との交流や、介護体験などを通じて、ボ ランティア活動への理解と関心を深める事業。

# 第3期南阿蘇村

地域福祉計画・地域福祉活動計画 令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度)

発行年月 令和3年3月

編集・発行 南阿蘇村 住民福祉課 〒869-1404

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705 番地 1

TEL: 0967-67-2702 / FAX: 0967-67-0115

発行年月 令和3年3月

編集·発行 南阿蘇村社会福祉協議会 〒869-1412

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2705 番地 久木野総合福祉センター内

TEL: 0967-67-0294 / FAX: 0967-67-2317